

平成28年勝浦町マラソン議会（4月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成28年4月26日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 4月26日 午前9時28分 議長 国清一治

散会 4月26日 午前10時38分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

4番	麻植秀樹	6番	籾公一
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	野上武典
税務課長	笹山芳宏	建設課長	柳澤裕之
教育委員会事務局長	河野稔彦		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第1号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について

日程第5 発委第1号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第6 町民の声に対する質問

日程第7 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで(第1号)

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時28分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成28年勝浦町マラソン議会4月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を行います。

会議等への出席状況ですが，3月26日，勝浦町で開催された全国ひな祭りサミットに全議員が出席しました。

3月28日，勝浦町で開催された勝浦町みんなの健康づくり推進協議会に美馬議員が出席しました。

3月29日，小松島市で開催された小松島市三市町村衛生組合会議第1回定例会に松田議員と私が出席しました。

同日，石井町で開催された平成27年度後期徳島県町村議会議員研修会に美馬議員，仙才議員，松下議員が出席しました。

3月30日，阿南市で開催された第2回勝浦町環境町民会議及び視察に森本議員が出席しました。

3月31日，東みよし町で開催された徳島県町村議会女性議員視察調査に美馬議員が出席しました。

同日，勝浦町で開催された勝浦町婦人会総会に私が出席しました。

4月3日，勝浦町で開催された第13回勝浦さくら祭りに私が出席しました。

4月10日，勝浦町で開催された星谷地区敬老会に私が出席しました。

4月14日，勝浦町で開催された平成28年度勝浦町身体障害者会総会に麻植副議長が出席しました。

同日，石井町で開催された勝名地区町村議会議長会臨時総会に私が出席しました。

4月15日，勝浦町で開催された戦没者慰霊祭に全議員が出席しました。

4月17日，勝浦町で開催された第1分団鎮火祭りに私が出席しました。

4月17日，勝浦町で開催された中山地区敬老会に森本議員が出席しました。

同日，石井町で開催された勝名地区町村議会議長会臨時総会に私が出席しました。

4月18日，勝浦町で開催された勝浦町老人クラブ連合会総会に私が出席しました。

4月21日、勝浦町で開催された今山地区敬老会に井出議員が出席しました。

同日、勝浦町で開催された平成28年度勝浦町建設業協会通常総会に私が出席しました。

4月24日、勝浦町で開催された沼江地区敬老会に松下議員が出席しました。

次に、監査委員から平成28年3月分の例月出納検査結果についての報告書をお手元に配付のとおり提出されておりますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長、藪下副町長、椎野教育長、野上参事ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 続いて、日程第2、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

平成28年勝浦町マラソン議会4月会議における会議録署名議員は、4番麻植副議長、6番節議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。

議会運営委員会から報告いたします。

4月14日に議会運営委員会を開催し、4月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日の開催といたしましたので、ご協力よろしく願いいたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員会委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から開会の挨拶並びに本件の提出理由の説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） おはようございます。

平成28年勝浦町マラソン議会4月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところをご出席をいただきまして深く感謝を申し上げますとともに、日ごろから町勢の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、このたび熊本県を中心に九州地方で発生をいたしました大地震におきまして、お亡くなりになられました方々に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に対しましても、心よりお見舞いを申し上げます。被害の状況が日々大きくなっていく報道がされておりますが、本町といたしましても、被災地が一日でも早く復興できるよう、県を通じまして情報収集に努めながら、可能な限りの支援を行っていきたいと考えております。

また、昨年4月に着工しました役場庁舎及び住民福祉センターの耐震補強、大規模改修工事につきましては、工事期間中、皆様方にご不便をおかけしたところがございますが、去る3月29日に完成することができました。議員の皆様方を初め、関係者の皆様方におかれましては、工事中に対し賜りましたご理解、ご協力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、3月26日に町制施行60周年記念行事を締めくくりといたしまして、全国ひな祭りサミット in 阿波勝浦が農村環境改善センターにおきまして、町内外から18団体、約200人の方々のご参加をいただきまして、盛大に開催することができました。本当にありがとうございました。

国立歴史民俗博物館の山田慎也准教授からも「現代における雛祭りの変化と地域おこし」と題しましての基調講演をいただいたほか、NPO法人阿波勝浦井戸端塾など初め8団体がそれぞれの取り組みにつきましての活動報告をし、活発な意見の交換をすることができました。その後、会場を町民体育館に移しましての交流会が行われ、

全国各地のひな祭りイベントの実施団体との情報交換の場となりました。

ビッグひな祭りは、歴史を重ね、今回で28回目の開催となりました。8月にはブラジル・リオでのひな飾り展示も予定をされておりまして、我が町、勝浦町から日本の伝統文化を発信できる絶好の機会になるものと大いに期待をいたしております。

また、3月下旬から4月にかけては、生名谷川周辺での恒例となっております、勝浦さくら祭りが華やかに開催をされました。県下有数の桜の名所として、ことしも町内はもとより、町外からも多くの皆様方のお越しをいただきまして、満開の桜を楽しんでいただきました。このさくら祭りの開催につきましても、関係者の皆様方のたゆまぬご尽力によりまして、歴史を重ねてまいっております。町といたしましても、こうした貴重な観光イベントとなっております、ひな祭りを初めさくら祭りなどさまざまなイベントにつきましても、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

4月11日には生比奈小学校、横瀬小学校、そして勝浦中学校の入学式が行われまして、ことしは生比奈小学校19名、横瀬小学校13名、勝浦中学校41名が入学をいたしました。児童・生徒の皆様方が元気に学び、健やかに成長されることを心から願っております。

また、春の全国交通安全運動期間中の4月13日には、道の駅ひなの里かつうら前におきまして、町交通安全協会などによります交通安全キャンペーンが行われました。キャンペーンには、小松島西高等学校勝浦校の生徒の皆さんやこすもす保育園の園児の皆様方にもご参加をいただき、ドライバーの皆様方への交通事故防止への呼びかけをいたしました。町といたしましても、今後とも町民の皆様方の交通安全意識の啓発や交通安全施設の整備によりまして、交通事故防止に取り組んでまいりたいと考えております。

また、4月15日には戦没者慰霊祭がとり行われました。戦没者また遺族の皆様方におかれましては、心からの哀悼の誠をささげるとともに、改めまして戦争の悲惨さと幾多のとうとい犠牲があったことを見詰め直しながら、再び惨禍を繰り返さないように恒久平和の実現に努めてまいります。

それでは、会議に上程をいたしております議案につきましても、提案理由の説明をさせていただきます。

報告1件につきましてご説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定に基づきましての専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

報告第1号は、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律などが平成28年3月31日付で公布されたことに伴いまして、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要が生じたため、規定の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、以上をもちましての提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終了しました。

続いて、担当課長に詳細説明を求めます。

笹山税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 報告第1号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について。

税制改正の項目で、地方税関係で特にポイントとなります4項目についてご説明を申し上げます。

1項目めは、地方法人課税の偏在是正でございます。

地域間の偏在性を是正し、財政格差の縮小を図るため、法人町民税の一部を地方交付税の原資とすることとされており、この分配によって偏在が是正されるという内容のものです。法人町民税には、均等割と法人税割がございます。今回の改正は、法人税割の税率の改正でございます。現在の9.7%から6%に3.7%の引き下げでございます。

2項目めは、自動車取得税の廃止と環境性能割の創設であります。

平成29年4月の消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を創設します。税率は、燃費基準達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とします。軽自動車の税率は、当分の間2%を上限とします。新車、中古車を問わず対象としております。軽自動車環境性能割は、当分

の間、県が賦課徴収を行います。

3項目めは、軽自動車税の種別割のグリーン化特例経過の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の整備でございます。

4項目めは、修正申告の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告または税額更正に係る個人住民税や法人町民税の所得割について、期限内申告書または期限後申告書が提出されており、かつ当該期限内申告書または期限後申告書の提出により、納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出または増額更正があったときは、当該修正申告書の提出または増額更正により、納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定の整備でございます。

これは平成29年1月1日から施行され、ほかの3項目の改正は平成29年4月1日から施行でございます。

○議長（国清一治君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

質疑はございませんか。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 以上で報告第1号は終了いたしました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第5、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長美馬友子君。

○議会運営委員長（美馬友子君） 発委第1号の提案理由等を説明いたします。

勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について。

このことについて勝浦町議会会議規則第11条の2の規定により提出いたします。平成28年4月26日。提出者、勝浦町議会運営委員長美馬友子。賛成者、勝浦町議会議員仙才守、松下一一、麻植秀樹、松田貴志、籾公一、国清一治、森本守、井出美智子、大西一司。勝浦町議会議長国清一治殿。

次の資料をごらんください。

勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を次のように改正をいたします。別表については、以下のとおりでございます。

附則、この条例は平成28年7月10日から施行する。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（国清一治君） 提出者の説明は終了いたしました。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。したがって、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第6、町民の声に対する質問を議題とします。

提出議員の説明を求めます。

6番議員 笹公一君。

○6番（笹 公一君） 本日天気晴朗なれども波高しというような体調ですけれども、町民の声に関する質問をさせていただきます。

町長は3月ひな会議の所信表明で、組織執行体制を見直し、新年度から企画総務課内に推進室、建設課に対策室を設置すると述べられました。議会には、何の前ぶれもなかったのですが、その後、町民の方から内容について聞かれましたので、質問いたします。

まず、町長の所信表明ですから町長に質問しますが、この目的、これは所信表明に述べられているとおり、かつうら創生総合戦略推進や勝浦病院の基本構想及び医師確保対策に関するために企画総務課内に推進室を設け、また簡易水道の老朽化に備えた施設整備計画や水道料金の適正化を図るための対策室を設けて体制を強化するということで、目的はわかりますが、今までの体制に比べてどのようなメリットがあるのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 町民の声に対する質問ということでございます。ご答弁申し上げます。

ご承知のように、昨年策定をいたしましたかつうら創生総合戦略につきましては、多くの課題をいかに迅速にかつ的確に実行していくかというようなことでもございまして、そうしたことから今回組織体制、執行体制の見直しを行うことによりまして、この総合戦略を初め新たな事業の取り組みを本格的に今年度から実施していくというようなことで、体制づくりを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6 番議員。

○6 番（節 公一君） かつうら創生総合戦略のいろいろな事業に迅速かつ的確に対応するため、それはそのとおりと思うんですが、私が聞いているのは、どのようなメリット、迅速かつ的確に対応するんができるんじゃと言われてたらそれですか、ちょっと抽象的なんです。もう少しわかりやすくできるんだったらお願いしたいと思えます。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 従来であれば各課で対応するべきことではございますけども、やはりこうした大きな事業になりますと、特定の事業を迅速に執行するためにはプロジェクトチームと申しますか、同じ目的を持った者の組織をつくりまして、そこで一括してやっていきたいというようなことで、創生関係の各課で今やっている事業もありますけども、今回総合の室をつくりましてそこで横の連携を図りながら、また先ほど少し議員からもお話ございましたように、病院関係につきましては新たな病院の建設、そしてまた医者の確保ということ、また救急救命のこともございます。そうしたことに、いわば中心的に取り組んでいくわけでもございまして、当然のことながら、推進室だけが行うわけではなく、病院との結局連携も行うわけでもございまして、そうしたことでより一層、緊密な連携をとりながら事業執行を円滑に進めていきたいというようなことが、今回の組織体制づくりを見直したところの目的でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6 番議員。

○6 番（節 公一君） プロジェクトチーム的なもので横の連携を図りながら進めて

いくのがメリットやというようなことと思うんですが、一般質問ではありませんのでこれ以上は深くは言いませんけれども、以下は参事に問いますが、同じ室でも出納室の場合は課の設置条例で定められていますが、新しい室、これは条例との関連はどのようになるのかお答えください。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 新しい室の条例との関連でございますが、今回、室の設置につきましては勝浦町役場処務規程の中で、その課の中に係と並列に室を置く課内室ということとしているため、今回条例でないこともあり、議決を要する案件ではないというふうに考えております。

処務規程の改正内容につきましては、さきにお配りさせていただきました2枚物の改正規程がございます。改正後、改正前の表がございます。これでごらんになっていただければ、おわかりになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 条例の改正じゃあなくして、処務規程の一部を改正することで対応できるということですので、それを了といたします。

次に、その新しい室長の権限と議会对応についてですが、企画総務課内の推進室長は、勝浦病院の改築や医師確保に向けて対応していく場合、病院局長との位置づけはどのようになるのかお答えください。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） まず、1点目の室長の権限はというところでございますが、今回室の設置につきましては、先ほど申し上げましたように、役場の処務規程で改正させていただいております。同様に地方創生室及び簡易水道対策室で事務分掌を定めておりますが、権限につきましては勝浦町事務決裁規程というものがございまして、町長、それから副町長、それから参事及び課長等の決裁事項をここで規定いたしております。ただ、室長の専決事項については、改正はいたしておりませんので、権限は定めていないという現状でございます。

それから、議会への対応ということでございますが、病院との医師確保等のことにつきましては、先ほど町長も申し上げましたように、十分に病院と特に事務局とは連

携を密にしながら医師確保の事務を進めていかなければならないこととっておりますし、そこには病院の意向等も十分に反映されなければならないこととっております。

ただ、このことにつきまして、議会での対応ということですが、原則として通常の議会への会議に出席はしないことといたしたいと思っております。ただ、担当する事務事業で先ほど申し上げましたように、そういったものの進捗状況の詳しい説明が必要な場合等につきまして、議長の了解もいただいた上で出席するようにいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 位置づけというところで、勝浦病院の事務局長と推進室長とどちらが、単純に言ったらわかりやすく言うと、どちらが上になるんですか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 上下関係っていうのは、実は課内室でございますので、室長の上にはつまり私の課長という職、上になる上司がでございます。ただ、今回町長も申し上げましたように、医師確保も含めまして、病院の通常業務を行いながらそういったプロジェクトに取り組むのは非常に難しいであろうと、実現もおくれてくるんじゃないだろうかということで、こういった室をつかってチーム的に動く組織が必要でなかろうかということで。病院内の通常の事務事業につきましては、もちろん事務局長が決定権を持って進めていく必要があるかと思っておりますし、医師確保につきましても、ただ単にこちらで決めていくというんじゃなくて、そこには十分に病院の意図も含めながら進めていくというふうになるかと思っております。最終的な判断は、町長なりと決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） そしたら次は水道の場合、水道対策室も同じなんですけれども、水道の場合は簡易水道特別会計がありますね。これの予算、決算、事業に関する事、この答弁も同じように建設課長が議会では行うということではないでしょうか。どちらでも結構です、建設課長でも課長でもどちらでもいいです。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 同様に簡易水道対策室につきましても、課内室ということになっておりまして、現在そういった事業についての決裁権につきましては、課長のほうにございます。ただ、やはり小回りのきく事業推進をする上には室長がおりまして、会議が簡易水道の対応していくと、事業等の対応をしていくということが必要になってこようかと思えます。

建設課の場合、簡易水道対策室とその他の業務と兼務となっている部分はございますが、将来を見据えた体制をつくっていくということで、今後簡易水道事業というのをどういうふうにするかということもございますが、そのことも含めて大きな充実した組織、課になっていく必要も出てくるんじゃないかということ、準備段階の室というふうに考えていただいてもいいかというふうに、私は考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 心配されるのは、責任の所在が曖昧になって、新しい組織を設けたのはいいんですが、屋上屋をなすというようなことで、かえって事業の進展がおくれるというような例が多く見受けられます。そういうことで、簡易水道の場合、今参事が言いましたように、将来を見据えての準備段階的なことやということなんです。私も今後の簡易水道の大きな課題があると思えます、町営になって。いっそ私も、水道課を設けて格上げしてもええなど、水道の場合はそのぐらいな気持ちでおるんですが。

逆に病院の件です。今度、企画総務室の推進室の場合。特に、医師確保の問題。これはもう長年の町にとっての大きな課題でもありましたし、町長も今まで一般質問でも答弁されてもいましたが、一生懸命取り組んできてはいますけれども、残念ながら今のところまだ、明るい兆し、見通しは立っていないのが現状と思えます。

最後に町長にお尋ねしますが、特に勝浦病院の改築と医師確保に向けた推進室のこの設置により成果が達成できると議会として期待してもいいのかどうか、その点だけ答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 今回、冒頭でも申し上げましたように、創生の総合戦略の

中でも、病院のことは改築というようなことで方向性も示しておりますし、医師の確保というようなこともうたっております。それを目的持ってやっていくと、そのためには体制づくりが必要だというようなことで、新たに特定の先ほど申しあげましたような事業やそうしたことでプロジェクトのチームを組んで、病院とも当然ながら連携もし、医師とも意向を聞きながら、人材の確保にも努めてまいりたいというようなことでございます。そうした目的を持ったプロジェクトチームでございますので、私も大いに期待をしているし、そうしたことで今回組織見直しを行ったという目的を持っておりますので、私も一生懸命やりますけども、議員の皆様方にも医師確保を初め病院のことにつきましても、ご意見いただいて、ご指導いただけたらと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申しあげまして、答弁いたします。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（籾 公一君） 関連質問もあると思いますので、私の質問は以上とさせていただきます。

○議長（国清一治君） ただいまの6番議員の質問の関連質問を受けたいと思いますが、ございませんか。  
ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは続きまして、4番議員麻植秀樹君。

○4番（麻植秀樹君） 町民の声に対する質問ということで、少しばかりお聞きをしたいと思います。

まず、勝浦町はかつうら創生総合戦略ということで、農業・交流・定住のまちを目指しております。それに伴い、町内外の方からイベントを勝浦町の星谷運動公園でやりたいと考えて実行していただいているところもありますし、また申請をしてまだ許可がおりとらんとかというお話も聞いております。能書きは余り申し上げません。ストレートに、単刀直入にお聞きしたいと思います。

運動公園の利用状況でございます。過去何年とはいいませんが、どれぐらいの方が申請し、どれぐらいの方の許可がおり、しているのかを事務局長にお聞きしたいと思います。

○議長（国清一治君） 河野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君）　ただいま運動公園の利用状況ということでございます。

その前に、運動公園の用途といたしまして、まず多目的運動場、それからゲートボール場、ラジコン広場、ローラースケート場、ちびっ子広場という用途でございます。この中で、多目的運動場、それからゲートボール場とその他に分けさせていただきまして、利用状況を報告させていただけたらと思います。

まず、過去5年間、平成23年度から27年度の5年間を見てもみますと、年間の平均利用回数は452回。利用者数は1万6,547名となっております。この中で、ゲートボール場は年間を通じて、せせらぎクラブという団体が利用をいたしております。また、多目的運動場でありますけれども、この5年間の平均を見てもみますと、回数としては51回。その他、ラジコン広場等々でございますけれども、42回と。その多くは、サッカーの練習、それから各種のイベント行事等の利用というところでございます。

また、団体につきましては、今言いましたサッカークラブ、それから先ほど申しましたせせらぎクラブ、これはゲートボールではなくグラウンドゴルフですか、それからスポーツ少年団とか、個人的にはなるんですけれどもラジコンクラブの愛好会といったところが利用されております。

以上でございます。

○議長（国清一治君）　4番議員。

○4番（麻植秀樹君）　能書きは言わんつもりだったんですけども。これ町内の方からの住民の方から、ちょっと聞いてもらえんかということで、許可を出したが許可をいただけなかったということで、今回お聞きをしようとんですけども。

この中で、許可申請と許可申請して不許可にした分を聞いたかったんです。何件申請を出して、その中で何件かは許可おろしてないのがあるでしょう。申請したが、許可をおろさなかったと。もっちゃり質問の内容は書いておりますが。ということで、町民の方から少し聞いてもらえないかということで、今回質問をさせてもろうとんですけど。そういうのは現実にあったんですか、なかったんですか。

○議長（国清一治君）　河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君）　今、ご質問の許可を出した、出さなかったケースというようなふうにとらえておるんですけども、基本的に教育委員会に申請があ

りました場合に、まずどういった使い方、通常に出される方は状況わかるんですけども、初めて使われるというようなケースにつきましては、どういうふうな使い方をするのかというのは確認させていただくんですけども、これまでのケースとして、私としては理解しておるのは、不許可にしたというケースは余りなかったというふうには捉えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） いやいや、けど現実に許可していただけなくて、イベントが開けなかったということでお聞きしまして。これからの問題ですわね。せっかく町としても交流・定住のまちって言うとなのに、せっかくイベントを町内の方がやってくれてするのにみすみす町が創生で考えてやっていきよんなのに、困ったねと。ほやけん、この使用状況の許可に、使用許可に条件があるんかということで、そのところをもうちょっと詳しいに、ちょっとお聞きしてみたいなあと。許可条件。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 使用に当たっての許可の条件ということでございますけれども、まず星谷運動公園の設置及び管理に関する条例というのがございまして、その第4条に、運動公園を使用する者は使用の許可を受けなければならないというふうに規定をされております。

また、第5条には使用の不許可が定められておりまして、次のいずれかに該当する場合には、使用の許可をしてはならないというふうに規定をしております。どういった内容かと言いますと、公安または風俗を害するおそれがあるとき、それから施設または附属設備を破損するおそれがあるとき、それから他に、利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、こういった場合には許可をしないと。それから、その下に、管理上支障があると認められるときは使用を許可しないことができるというふうにも定められております。

また、一方この設置及び管理に関する規則におきまして、使用者の守っていただく遵守事項というのが定められておりまして、その中の項目につきまして、まず運動公園内に車両を乗り入れないこと、それから各施設の物件は丁寧に扱い、汚損、破壊等ないように注意すること、それから他人に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと、

それから危険物を取り扱わないこと、そのほか3項目ほどございますけれども、こういうふうに規定をされております。

教育委員会としましては、この条項に基づきまして、これらに違反する行為があるというふうに考えられる場合には許可をできない、認められないというふうに取り扱ってございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） ということは、この中に該当したんで、該当したところで許可をおろしていないところがあるってこっちやね、現実には。現実には。あるんよ。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 今言った決まり事はあるわけなんですけれども、そういったことが起こらないよう対処できるならばという条件をつけまして、例えば車を上げるとなれば対策をしてくださいよと、何らかコンパネとかそういったふうにも対策をとってくださいというふうなことでお願いをしまして、教育委員会といたしましては許可をいたしております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 一般質問じゃないけん、またいよいよやったらそっちのほうで、時間長くなると思いますんで聞きたいと思います。聞いとることなんぞ、極力、住民からほういなんがクレームが出てきて、ここまで議員まで、議員にまでに耳に入らんようにはしてもらいたいけん。また後で、またしたいと思います。もしわからんことがあったら、今度は一般質問で。終わりです。

○議長（国清一治君） 関連質問はございませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 1点だけ確認させてください。

条例の中に公園面内の車の乗り入れ禁止っていう部分があると思うんです。多分、私の聞いている範囲でもその部分にある程度抵触して、申請書を出す前に、それでは使用できないんじゃないんですかっていう形でお断りした経緯はあるとは思いますが、私の聞いている範囲では。実際、申請出しての不許可ちゅう部分はないってい

う、私は認識なんです。その点において、過去において車の乗り入れ等で実際利用、そこまで知らずに利用許可を出して、実際の利用のときには車の乗り入れをしていた場面が多々見受けられたと思うんです。

なんで、これからのこととして、やはり教育委員会としても一線引くなら引く、きっちりと乗り入れないなら乗り入れない。さらに、条例の中にただし書きとして、教育長が認めるならばこの限りでないという部分も入れたらまた、それはそれで柔軟に対応できるんでないのかなと思います。現状の条例では、もう認められないってなっている。そこらあたりも教育委員会としても、今後のことも踏まえてまとめていく必要があると思うんですが、この点について事務局長いかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 教育委員会としましては、せっかくのこの施設を有効に利用していただくというのが原則で、広く町民の方々に使っていただきたいと思っておるわけでございますけれども、今議員がおっしゃられましたように、何とかこちらとしまして柔軟な対応がとれるふうには持っていきたいなというふうには考えております。特に、過去に町的なイベント、大きいイベントでそういった配慮といたしますか、交流につながるとか活性化つながる、そういった公益的なメリットがある事業については許可した経緯もございます。

そういったことで、おっしゃられましたように柔軟な対応がとれるような格好でまた検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 前向きな方向でお願いしたいと思っておりますが、現状、教育委員会が管理してそのトップである教育長、今後原状復帰でお返しするっていう使用の後、そういった部分は条例にもあると思うんです。しかしながら繰り返しになりますけれども、乗り入れに関して柔軟に対応できるような一文は、私はあってしかるべきなんかなって思います。この点について今後の、事務局長からも答弁いただきましたけれども、教育長からも目の前の課題ということで、いち早くイベントをしたいけど現状では無理と聞かされている方にとっては、一日でも早くそういった部分の対応が図られるべきと思いますので、この点について1点だけお答えをいただけますか。お

願います。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 今、松田議員から柔軟な対応をというご提案をいただきました。冒頭の麻植議員からの質問もあったとおりであります。交流の町を目指しておる勝浦町として、せっかくの設備、平成5年の四八国体を機会に県の許可を得て整備ができた運動公園であります。一人でも多くの方、一回でも多くご利用いただければ、それこそ施設を整備した値打ちがあるんじゃないかなということで、二十数年、先輩方はそれこそ議会の承認を得た条例のもとで管理をしながら運営をしてきて、今日に至っておるというふうに理解をしておるところであります。

そういった中で、一人でも多く、一回でも多くご利用いただくためには、それなりの幅、アローアンスというのはあっていいかなと私も思っております。局長からの回答の中に一言、使用するに当たって、絶対無理とは言わんけども、何か方策はあるだろうというところで、コンパネであったりといった単語が出てきたかと思えますけども、そういったところも一つのものでなかろうかというふうに思います。

ただ、なにも何でもかんでもいいですよというんじゃなくて、それはやはり平成5年から二十数年にわたって、ずっと守っていただいたルールのもとで運用しておるわけですから、そのルールについては基本を逸脱することなく、でも最小限に抑えられるのであれば、それについてじゃあ、そのことで町民一人でも多くの皆さん方が集まっていただいて、集っていただいて、それなりの値打ちのあるイベントを開催していけると、いただけるということであれば、一切の損傷を認めないんじゃないかと、あとで原状復帰を責任を持ってしていただけるのであれば、若干の運用の拡大というのもありかなというふうに私個人は思っております。

ただ、何度も繰り返しますけれども、二十数年、条例規定でもって先輩方に認めていただいたる運用でございますので、それについてはしかるべき協議、討議を重ねた上で明文化する場合にもしなければならぬというふうに思っておりますが、そういったあたりで運用させていただければありがたいなというところが私の私見であります。

以上です。

○議長（国清一治君） よろしいか。

他に関連質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) それでは次に、1番議員仙才守君。

○1番(仙才 守君) 1番議員仙才でございます。それでは、操法大会の出動分団に対する支援内容と支援体制について質問をさせていただきます。

その前に、今年度は坂本の第1分団が出場するというので、現在訓練に励んでおります。7月10日に北島の消防学校で徳島県大会がありまして、それから10月14日に長野県で全国大会ということになっております。関係各位の応援、ご支援をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、分団の関係者にいろいろ事情を聞いて、その質問でございます。

まず1つ目は、予算時期の問題ということで、先ほど言いましたように7月に大会があるということで、分団は大体2月ごろから訓練を開始しております。2月から6月まで訓練が続くわけですけれども、予算がどうしても新年度になってしまうということで、現状では1、3月の分をどのようにお考えなのか、この点について参事にお聞きしたい思います。

○議長(国清一治君) 野上参事。

○参事兼企画総務課長(野上武典君) 操法大会に向けての町からの分団への補助金につきましては、28年度予算ではございます。ただ、操法大会に向けて練習時に必要な装備品、あるいは備品について、1月から事務局において順次そろえて提供いたしてきております。ただ、今回一部の備品について、今回の操法大会に使用できる備品の基準が消防協会から示されなかった。どういったものかといいますと、筒先であるとかホースであるといったものの操法大会に出場するときの基準がございまして。そういったものがまだ示されておらなかったということで、そういったものについて3月に入ってから提供というふうにおくれてきたというような状況はございます。

ただ、練習に必要な練習の装備品については順次提供してきたというふう聞いております。

以上でございます。

○議長(国清一治君) 1番議員。

○1番（仙才 守君） 関係者からは、操法大会があることはわかっているんだから、早目に前年度で予算を組んでおいてほしかったという声がありましたので、一言申し上げておきます。

それから続きまして、予算費目の問題といたしますか、80万円補助金をもらっています、分団が。これの考え方につきまして、明確でないところがあるというふうに関係者が言っております。これは意思の疎通の問題もあろうかと思えます。もう少し詳しく申し上げますと、この80万円というのは、選手となった団員は大体週に3日間出ております。2月から6月まで、ずっと続くわけです。多い人だと50回出てきます、計算しますと。それから、少ない人だと、でも30回ぐらいは訓練に出ているんじゃないかというふうに思うんですけども。この80万円っていうのは、その方々というか、個人個人ではないと思いますが、分団に対する慰労金のような意味合いがあって、それで運用しているのかなと私は思っております、このあたりの考え方について説明をお願いいたします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 80万円の使途でございますが、先ほど申し上げましたように、大会に必要な備品、装備品等については、役場の事務局のほうで支出してそろえます。80万円のものにつきましては、訓練中いろいろ喉も渇くし、時によっては長い訓練をするときには、おなかもすくであろうというふうに考えております。また、最終的な操法全体大会が終わりまして、次に向けての反省会なりをする場合についての食料費等のことにつきましては、役場の標準的な基準もございますので、それに合わせた格好で使っていただけるなら、補助金の中で支出していただいてよろしいかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1番議員。

○1番（仙才 守君） ありがとうございます。役場の標準的な基準というのがよくわかっていないといたしますか、そのあたりの疎通ができていないんだろうと思うんで、このあたりは関係者と話を事前によくしていただきたいというふうに思います。

続きまして、基本的な話に入りたいと思うんですが、この操法大会というのは、もしも常備消防があれば、これは消防本部が主管をして、そして分団というのは選手と

して出場をするという立場なんだろうというふうに思っております。本町におきましては、常備消防がないということですがけれども、役場の防災係が主管をして、選手に出てもらおうという形ではないかと思うんです。つまり、選手というのは競技に、だから選手のほうとしては、できるだけこの競技に選手として専念できる環境をつくってほしいというふうに思っております。このあたり、そういう意識があるのかどうか。つまり言い方は難しいんですが、スタンスの問題としまして、補助金を出しているからそれで町の役割は終わっているという言い方はおかしいんですけれども、果たしているということなのかどうか、その辺で不十分じゃないかという指摘があるんです。このことについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） まず、今回操法大会というのは、いわゆる消防団の大会でございます。じゃあどこがということになりますと、いわゆる消防団は町の、非常勤ではありますが町の組織でございます。消防団員も非常勤の町の職員というふうになるかと思えます。ということになれば、行事としては町が行う。操法大会に出場するのであれば、町が行う行事でということ考えていいのではないかと思っております。

それから、その競技に専念できるということですが、今までの操法大会の練習等につきましては、その操法の指導に当たりましては本団、それから前回出場分団の出場選手なりがおいででいただいて、指揮、指導に当たるというふうに今まではなっていたかと思えます。出場分団の団員等が、選手だけでなくいろんな役割もございまして、練習のカバーをしていくというふうになっていたのが今までの練習の内容であったかと思えます。もちろん町といたしましても、事務局なり所管の私なりは、ある一定のそういった練習にも参加して、今回特に放水をするという操法の方法になっておりますので、今までと違った附属するようなものが出てくる可能性もございまして、議員からおっしゃられたというわけではないんですが、そういった放水の練習に入ったときには随時練習に出席いたしまして、いろんな環境づくりに、用品等要るようなものがないかといったような意見も聞きながら練習を進めていけたらと思っております。

また、町の事務局としましては、常備消防がないために操法の礼式等の訓練は十分

でございませので、県の消防学校なりに手配をいたしまして、訓練の指導をいただける機会をつくっていくのが事務局の役割かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 端的にお伺いしますが、操法大会に向けての実施計画書のよ  
うなものは町として持っているのでしょうか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 特に実施計画書っていうものは、県のほうか  
ら示される操法大会の要領、要項のほかには補助金の支出する要綱ぐらいしか持って  
おりません。実施計画といったものは、町に単独ではございません。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） これはこの機会に、ぜひ実施要領のようなものをつくって、  
順次それを充実させていくというような方向で対応してほしいというふうに思いま  
す。どうしても新しい人にかわったりしますと、その人に何もなくて町が主管  
してやってんだからと言っても無理やと思うんです。このあたり考慮を願いたいとい  
うふうに思います。

○議長（国清一治君） 要望でいいんですか。

○1 番（仙才 守君） いやいや、答弁を。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 操法大会、議員もご存じのように、上勝との  
交代で2年ごとの4年ということで、前回のやり方というのを思い出すのになかなか  
というようなところもございますし、人もかわるといところで、今回十分にそうい  
った面につきましては注意しておいて、また次回に生かせるような記録というものを  
残しておきたいというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） よろしくお願いたします。

これで質問は終わりたいと思います。

○議長（国清一治君） 関連質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 以上で町民の声に対する質問は終わりました。

~~~~~

○議長(国清一治君) 次に、日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣
することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさんでした。

午前10時38分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員